

公益社団法人栃木県サッカー協会規約（抜粋）

（名誉会長、最高顧問及び顧問）

第18条 本協会に名誉会長、最高顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長、最高顧問及び顧問は、理事会の推薦に基づき総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、最高顧問及び顧問は、会長及び理事会の諮問に応じる。
- 4 名誉会長、最高顧問及び顧問の委嘱期間は、3期6年を限度とする。